

第3次松江市男女共同参画計画

計画期間：令和4年度～8年度

本編

なぜ男女共同参画が必要なのでしょう？

家庭や地域、学校、職場など、日常生活において周りの人と関わるあらゆる場面で、男女が協力し合うことは当たり前のことなのに、なぜ、『男女共同参画』を呼びかける必要があるのかと不思議に思う人があるかもしれません。

日本には古くから「男は仕事、女は家庭」に代表されるような、性別によるイメージでの偏った考え方があり、少しずつ解消されつつも、今なお根深く残っています。このため、人それぞれが持つ個性や能力が発揮しづらくなっている現状があります。

「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と押さえつけられてしまうような社会は、とても生きづらいのではないのでしょうか。

性別にかかわらず、あらゆる分野で自分の意思で自由に選択ができ、互いを大切にしながら『だれもが協力し合って仕事も家庭も大切にする（できる）柔軟な社会』が、男女共同参画社会です。

●『男女共同参画』とは…

「参画」とは、単に集まりに加わるのではなく、「立案や計画段階から加わること」を意味しています。

従来、社会における「決めごと」は男性中心に行われてきましたが、ここに女性も参画して、より柔軟な意見を取り入れ、活かしていくことが大切です。

また、男女共同参画は女性ばかりの問題ではなく、男性にも大きな影響をもたらします。女性が社会で活躍し、男性とともに仕事や家事・育児などの責任を分かち合うことで、従来から男性、女性それぞれに多く向けられていた責任に対するプレッシャーが軽減されます。

さらに、少子高齢化やその進展に伴う労働人口の減少など、男性が社会を支える仕組みでは解決できない課題に対応するためにも、男女共同参画社会の実現は重要なことなのです。



●男女共同参画社会が実現すると…

職場に活気！

働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保され、個人の能力を最大限に発揮できる！



家庭生活の充実！

仕事と家庭の両立支援環境が整って、男性の家庭への参画も進み、男女がともに子育てや教育に参加できる！



地域力の向上！

地域の活動が活性化し、だれもが協力しあって地域課題の解決に取り組み、地域住民が快適に暮らせるまちができる！



目次

第1章 計画の考え方

1-1	計画の位置づけ	1
1-2	計画の期間	2
1-3	計画の推進体制と進捗管理	2
1-4	めざす将来像	3
1-5	計画の体系図	4

第2章 施策の内容

2-1 《基本目標1》男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう

(1)	基本施策1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進	5
(2)	基本施策2 多様な生き方の選択を可能とする教育・学びの推進	6
(3)	基本施策3 地域における男女共同参画の推進	7
(4)	基本施策4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進	8

2-2 《基本目標2》男女がともに活躍できる社会を実現しよう

【松江市女性活躍推進計画】

(1)	基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	9
(2)	基本施策2 企業・団体における取り組みの促進	10
(3)	基本施策3 事業者などと連携したワーク・ライフ・バランスの推進	11
(4)	基本施策4 女性の就業・スキルアップ支援	12
(5)	基本施策5 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に関する支援	13
(6)	基本施策6 男性の家庭生活などへの参画促進	14

2-3 《基本目標3》あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう

【松江市DV防止基本計画】

(1)	基本施策1 あらゆる暴力の防止に関する教育・啓発の充実	15
(2)	基本施策2 DVなど相談体制の充実	17
(3)	基本施策3 DVなど被害者の自立支援	17
(4)	基本施策4 困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境の整備	18
(5)	基本施策5 生涯を通じて健康であるための支援	18

2-4 数値目標の一覧

2-5 参考としてみていく数値の一覧

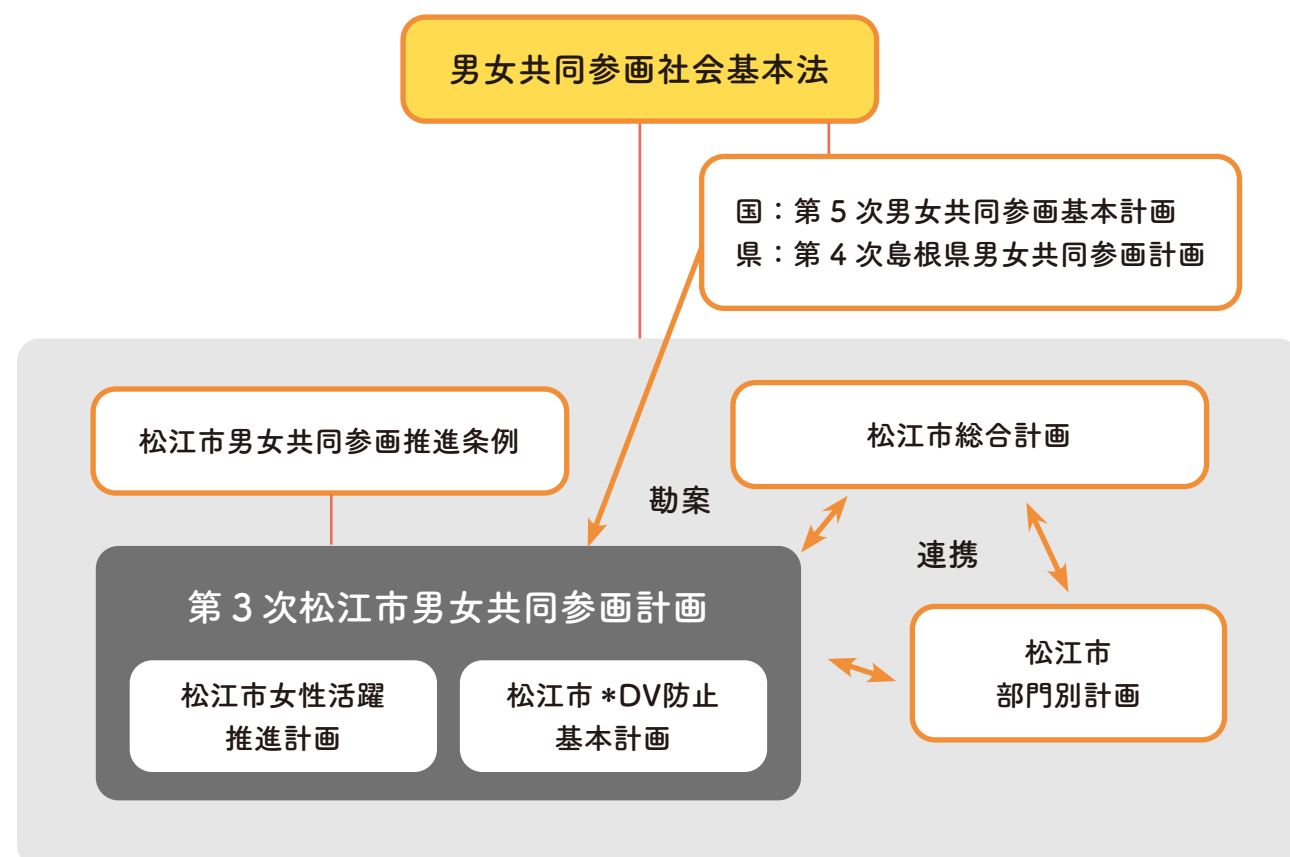
2-6 計画策定の経過

別冊	資料編	資料1…男女共同参画に関する市民意識調査の結果
		資料2…第2次計画の取り組みの評価
		資料3…計画の趣旨および策定の背景
		資料4…男女共同参画に関する法令など



第1章 計画の考え方

1-1 計画の位置づけ



- (1) 本市における男女共同参画社会の実現に向け、市の施策を具体化するものとして、男女共同参画基本法（以下「基本法」という。）及び松江市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）に基づく「男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本計画の「基本目標2」の部分については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の「基本目標3」の一部については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護などに関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

【用語説明】

＊DV：正式名はドメスティック・バイオレンス。配偶者などのパートナーから振るわれる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。直訳すると「家庭内暴力」となりますが、女性の人権を侵害するもので、独自の対策が必要なことから、一般の家庭内暴力とは区別して、この言葉が使われています。

1-2 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに適切に対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-3 計画の推進体制と進捗管理

（1）市民、地域、事業所などとの連携と協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民、地域、事業所などが男女共同参画への理解を深め、それぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが大切です。このことから、市民、地域、事業所などとの協働により推進に努めます。

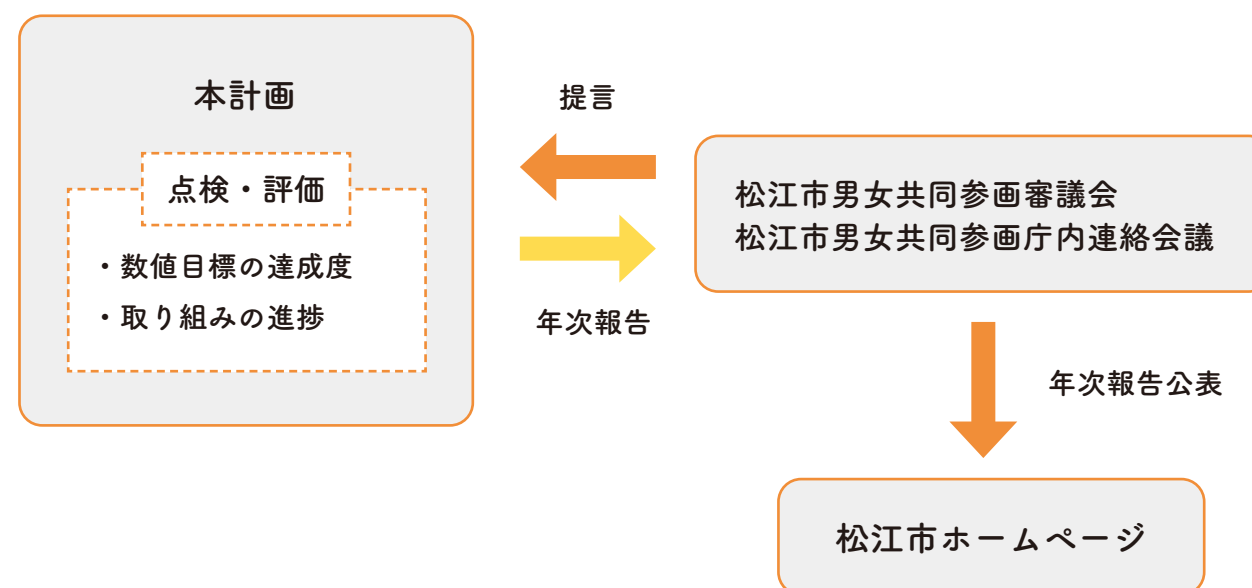
（2）庁内における推進体制の充実と進捗管理

松江市男女共同参画庁内連絡会議を中心に、各部署が一体となって取り組みを進めるとともに、県・関係機関や団体などとの連携を密にし、本計画を推進していきます。

松江市男女共同参画審議会において、年次報告や進捗状況などを踏まえた審議を行い、審議会の意見を反映しながら施策の推進を図ります。

毎年の年次報告に基づき進捗管理を行うとともに、公表することとします。

市民意識調査や年次報告などによる現況把握により、必要に応じて計画の見直しを行います。



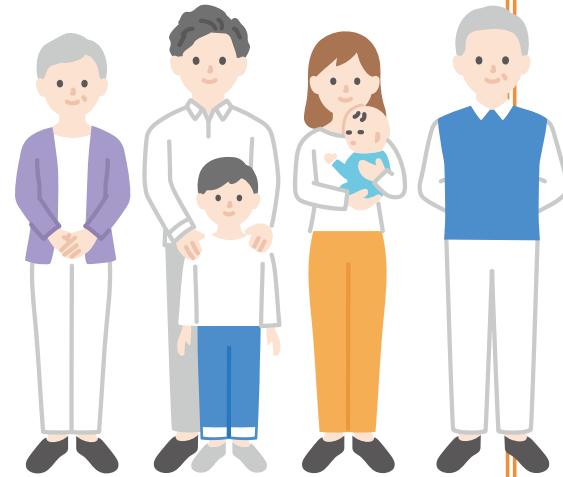
1-4 めざす将来像

市民との連携のもと、男女の平等と人権の尊重に向けたさまざまな取り組みをすすめてきた結果、一定の成果はみえつつあるものの、*** 固定的な性別による役割分担意識**やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に依然として根強く残っていることから、多くの解決すべき課題があります。

本計画を着実に実行し、かけがえのないこのまちで、『市民一人ひとりが性別にかかわらず、ともに支えあい、いきいきと暮らしていける松江』をめざします。

市民として…

- 家庭や地域、学校、職場などで「男だから（男なのに）、女だから（女なのに）」といった性別による偏見からくる発言や行動がないか振り返ってみましょう。
- 仕事と生活の調和（以下「*** ワーク・ライフ・バランス**」という。）を意識し、生きがいや楽しみをもって、充実した生活を送りましょう。
- 男性の家事・育児・介護などへの参画に偏見を持つことなく、協力し合い、応援しましょう。
- 互いの人権を尊重し、暴力のない安心して暮らせる松江市を築きましょう。

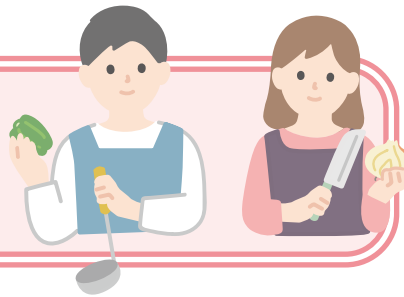


【用語説明】

- * 固定的な性別による役割分担**：男女を問わず、個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることです。
- * ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭生活やその他の活動などにおいても、自らが希望するバランスで多様な生き方が選択、実現できることです。

基本目標1

男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう



基本施策

- 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 2 多様な生き方の選択を可能とする教育・学びの推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

基本目標2

男女がともに活躍できる社会を実現しよう



基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 企業・団体における取り組みの促進
- 3 事業者などと連携したワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 女性の就業・スキルアップ支援
- 5 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に関する支援
- 6 男性の家庭生活などへの参画促進

基本目標3

あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう



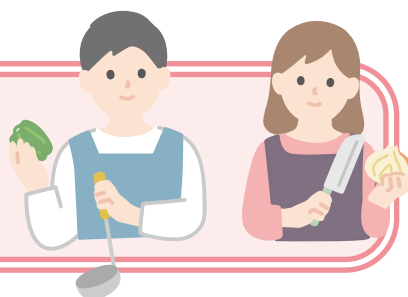
基本施策

- 1 あらゆる暴力の防止に関する教育・啓発の充実
- 2 DVなど相談体制の充実
- 3 DVなど被害者の自立支援
- 4 困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境の整備
- 5 生涯を通じて健康であるための支援



基本目標 1

男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう



基本施策

- 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進
- 2 多様な生き方の選択を可能とする教育・学びの推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

基本目標 2

男女がともに活躍できる社会を実現しよう



基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 企業・団体における取り組みの促進
- 3 事業者などと連携したワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 女性の就業・スキルアップ支援
- 5 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に関する支援
- 6 男性の家庭生活などへの参画促進

基本目標 3

あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう



基本施策

- 1 あらゆる暴力の防止に関する教育・啓発の充実
- 2 DVなど相談体制の充実
- 3 DVなど被害者の自立支援
- 4 困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境の整備
- 5 生涯を通じて健康であるための支援



第2章 施策の内容

2-1 基本目標 1 男女共同参画意識が浸透した社会を実現しよう



SDGsロゴの説明は別冊(資料編)に記載しています

- すべての市民が互いの個性や人権を尊重し合うことにより、性別にかかわらず自らの意思によってあらゆる分野に参画し能力を発揮できる、だれもが生きやすい社会＝男女共同参画社会の実現が求められています。その実現のためには市民一人ひとりが男女共同参画の意義を認識し、その重要性を理解することが大切です。
- 幼少期から各年代に応じた教育や啓発活動を一層推進し、固定的な性別による役割分担意識や性差に基づく偏見、無意識の思い込みを解消することが必要です。
- 近年、異常気象に伴う災害が各地で頻発しています。非常時における男女のニーズの違いへの対応など、さまざまな意見を反映させるため、防災分野に男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

(1) 基本施策 1 男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

- 社会全体のあらゆる場における固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた、きめ細やかな広報や啓発活動を進めます。
- 市職員を対象とした男女共同参画の意識づくりを進めます。

数値目標

項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	79.4%	90%
市民意識調査による割合。現状値より10%認知度を上げる期待値。		
社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	17.9%	30%
市民意識調査による割合。第2次計画の目標値30%は未達成だったことから、引き続き目標値として設定するもの。		
固定的な性別による役割分担意識にとらわれない市民の割合	74.7%	80%
市民意識調査による割合。第2次計画の目標値80%は未達成だったことから、引き続き目標値として設定するもの。		

■ 具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(1) 各種講座や* 出前講座による啓発 (2) 情報誌、ホームページ、SNSによる情報発信及び市報などの刊行物の発行 (3) 国際的な取り組みについての情報発信 (4) 「* 松江市男女共同参画週間」を中心とした啓発の強化 (5) 松江市男女共同参画計画進捗状況の公表 (6) 市民意識調査の実施 (7) 市職員を対象とした各種研修の開催 (8) 市職員意識調査の実施 (9) 「市職員のための男女共同参画読本」の発行	秘書広報課 人事課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター

【用語説明】

- * 出前講座：市職員が直接地域に出向いて対話や意見交換を行う場です。市政への理解や関心を深めていただくとともに、市民のご意見を今後の施策の立案や改善に反映させることを目的としています。
- * 松江市男女共同参画週間：内閣府は、毎年6月23日～6月29日を「男女共同参画週間」と設定し、各自治体と連携して「働き方改革」をめざして全国一斉にさまざまな取り組みを行っています。本市においてもこの期間を「松江市男女共同参画週間」としてさまざまな取り組みを行っています。

(2) 基本施策2 多様な生き方の選択を可能とする教育・学びの推進

- 幅広い世代の男女共同参画の視点に立った意識づくりのための教育や学びの機会を提供します。

■ 数値目標

項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
児童・生徒意識調査で、家事分担について「①男女が力を合わせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	①44.6% ②37.5% 合計 82.1%	①と②の 合計90%
児童・生徒意識調査結果による割合。現状値より10%引き上げて目標値として設定するもの。		



■ 具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(10) 性別にとらわれない進路選択や日常的なふるまいを身につけられるよう、児童・生徒の発達段階に応じた教育・指導の実施 (11) 人権教育・啓発の実施 (12) 教職員などを対象とした人権研修の実施 (13) 保護者などを対象とした人権研修の実施 (14) 学校運営協議会における女性の参画促進 (15) 市民を対象とした各種講座やセミナーの開催	学校教育課 子育て政策課 生涯学習課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター



学校での出前講座

(4) 基本施策4 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

- 災害時における男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを進めます。

■ 数値目標

項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
* 松江市防災会議への女性の参画率	12%	40%
防災分野における女性の参画は重要課題であることから、本計画から新たに指標項目として掲げるもの。		

■ 具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(21) 出前講座の開催 (22) 防災学習会などの実施 (23) 女性消防団員の育成 (24) 女性防火・防災クラブの育成 (25) * 自主防災組織への女性の参画促進 (26) 松江市防災会議や避難所運営委員会への女性委員の登用促進 (27) 防災備蓄物資の整備 (28) 性差や年齢、国籍、障がいのある市民に配慮した避難所の設置と運営	消防本部消防団室 消防本部予防課 防災危機管理課 福祉総務課 男女共同参画センター

【用語説明】

- * 松江市防災会議：災害対策基本法及び条例に基づき設置している組織で、市の地域防災計画の策定や市内における防災に関する重要事項の審議などを行います。市区域を管制する指定地方行政機関や自衛隊、警察署などの長などで構成されています。
- * 自主防災組織：大震災のような大規模な災害のときは、交通網の寸断や通信手段の混乱などで消防や警察の早急な救助を得ることができにくい状況となります。地域の人々が協力し合って防災活動を進めていくことが大切であり、自分たちのまちは自分たちで守るという心構えで結成された地域防災のための組織です。

(3) 基本施策3 地域における男女共同参画の推進

- 地域で活動する団体などの男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

■ 具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(16) 出前講座の開催 (17) 公民館運営組織への女性の参画促進 (18) 公民館事業における男女共同参画の取り組み促進 (19) 町内会・自治会役員への女性の参画促進 (20) 町内会・自治会活動における男女共同参画の取り組み促進	生涯学習課 市民生活相談課 男女共同参画センター



2-2

基本目標2 男女がともに活躍できる社会を実現しよう 【松江市女性活躍推進計画】



SDGsロゴの説明は別冊(資料編)に記載しています

- 男女共同参画社会の実現には、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる分野において政策や方針決定する場に男女が対等な構成員として参画できる機会を確保し、双方の視点を反映させる必要があります。
- 性別にかかわらず、働きたい市民すべてにとって多様で柔軟な働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスがますます重要になっています。特に男性の育児休業の取得などにより、積極的に子育てに参画することは、男女が共に暮らしやすい社会づくりにつながります。

(1) 基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 審議会などへの女性の積極的な登用により、政策・方針決定過程において男女双方の意見が反映される体制づくりを進めます。
- さまざまな分野で活躍する女性の情報収集やデータの一元化を行い、女性の人材を生かせる体制づくりを進めます。
- 市役所内における性別にとらわれない人事とともに、女性職員の管理職への登用を進めます。



数値目標

項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
市の*審議会などへの女性の参画率	34.8%	40%
条例第15条によるもの。		
女性委員のいない審議会などの数	0	0
第2次計画の目標値0は未達成であったことから、引き続き目標値として設定するもの。		
「*まつえ男女共同参画人材リスト」の登録者数	93人	150人
第2次計画の目標値150人は未達成であったことから、引き続き目標値として設定するもの。		
市役所における管理職に占める女性の割合	26.1%	30%
第2次計画の目標値20%を達成したことから、本計画において新たな目標値を設定するもの。		

【用語説明】

- ***審議会**: 地方公共団体が調査や審査などを行うために、法律や条例によって設置する審議会などのことです。
- ***まつえ男女共同参画人材リスト**: さまざまな分野における専門知識、経験及び市政参画の意欲を有する女性・男性を本人の意思による登録のもと、審議会委員への人材の推薦などに活用するものです。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(29) 審議会などへの女性の積極的な参画の促進 (30) 女性のいない審議会などの解消 (31) 「*松江市審議会などにおける女性の登用率向上のためのガイドライン」の整備及び運用 (32) 「まつえ男女共同参画人材リスト」への登用促進 (33) 審議会の委員の委嘱時などにおける人材リストの活用 (34) 女性市職員のスキルアップ研修などによる人材育成 (35) 女性市職員の役職者への登用の推進	組織戦略課 人事課 人権男女共同参画課 関係各課

【用語説明】

- ***松江市審議会などにおける女性の登用率向上のためのガイドライン**: 政策・方針決定過程への女性の参画を一層進めるため、審議会の新設又は改選時の事前協議にあたっての考え方を示したものです。

(2) 基本施策2 企業・団体における取り組みの促進

- 企業や団体における男女共同参画への意識づくりを進めます。

具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(36) 市の入札参加資格申請における男女共同参画に関する意識づけ (37) *まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークへの加入促進及び男女共同参画に関する意識づけ (38) 市が出資または委託する団体を対象とした男女共同参画に関する意識づけ (39) *企業検索サイトS-ct (エスクト) の活用促進	契約検査課 商工企画課 定住企業立地推進課 まつえ産業支援センター 政策企画課 人権男女共同参画課

【用語説明】

- ***まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク**: ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業・団体などによるネットワークで、官民一体となって仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりを推進するものです。
- ***企業検索サイトS-ct (エスクト)**: 仕事に携わる人の想いや普段の生活、山陰ならではの仕事など、地域で働き生活するために役立つ情報を提供するサイトです。S-ctのSは「山陰」「仕事」「生活」、ctは「Select (選ぶ)」「Connect (つながる)」「Contact (接触する)」といった「Act (行動する)」を表現しています。

（3）基本施策3 事業者などと連携したワーク・ライフ・バランスの推進

- だれもが働き続けたいと思える職場環境づくりを応援します。
- 市役所内における働きやすい職場環境づくりを進めます。

■数値目標

項目	現状値（R3）	目標値（R8）
市役所職員のうち年次有給休暇（5日以上）を取得した職員の割合	90.5%	100%
働き方改革関連法の施行などに伴う対応として、本計画から新たに指標項目として掲げるもの。		
市役所男性職員の育児休業取得率	0%	30%
国の第5次男女共同参画基本計画において示されている取得率30%に合わせ、本計画において新たに目標値を設定するもの。		
市役所男性職員の「夫の育児参加休暇」取得率	34.1%	100%
男性職員の育児参加を促進するため、引き続き目標値に設定するもの。		

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（40）働き方改革推進月間の設定及び市民向けの啓発強化	商工企画課
（41）企業や団体を対象とした働きやすい職場づくりの課題の調査、研究	定住企業立地推進課
（42）まっえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの活動を通じた「イクボス」の普及	まっえ産業支援センター
（43）ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業をPR	政策企画課
（44）男性の育児休業などの取得促進への環境づくり支援	人事課
（45）市職員の年次有給休暇の取得促進	人権男女共同参画課
（46）市職員の時間外勤務の縮減	男女共同参画センター
（47）男性市職員が育児や介護に関する休暇を取りやすい職場環境の整備	
（48）育児休業中の市職員への各種情報提供	



上定昭仁市長のイクボス宣言



市街地における「働き方改革」啓発活動

（4）基本施策4 女性の就業・スキルアップ支援

- 関係機関と連携し、女性の人材の発掘と育成支援を進めます。
- 女性の就業機会の充実を図るとともに、活躍の場を拡充します。

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（49）情報誌「プリエール」などによる情報発信	農政課
（50）島根県との連携による*島根県男女共同参画サポーターの資質向上に向けた学習の場の提供	農業委員会
（51）「*家族経営協定」の締結促進による女性農業従事者の地位向上	水産振興課
（52）農・漁業分野における女性の参画を促進し、意欲的に活動できる環境づくり	定住企業立地推進課
（53）農・漁業分野における女性の就業などに向けた相談対応	人権男女共同参画課
（54）企業誘致の推進による新たな雇用の場の拡大	男女共同参画センター
（55）再就職準備セミナーの開催	



サポーター研修

【用語説明】

- * 島根県男女共同参画サポーター：愛称キラ☆サポ。地域の実情に即した男女共同参画に関する啓発活動を行うため、市町村から推薦された人を島根県がサポーターとして委嘱しています。
- * 家族経営協定：家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、経営内において家族一人ひとりの役割と責任などを明確にした世帯員相互のルールを文書にしたものです。

（５）基本施策５ 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に関する支援

- 女性が社会に参画しながら、安心して子育てや介護ができる環境づくりを進めます。

■数値目標

項目	現状値（R3）	目標値（R8）
* 認可保育所待機児童数	0人	0人
松江市子ども・子育て支援事業計画によるもの。		
* 児童クラブ待機児童数	91人	0人
安心して子育てができる環境づくりをめざし、引き続き目標値に設定するもの。		

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（56）仕事と子育ての両立支援を目的とした教室や講座の実施	介護保険課
（57）保育・児童施設の整備	子育て政策課
（58）保育・児童施設における待機児童の解消	子育て支援課
（59）多様なニーズに対応できる子育て支援	子育て支援センター
（60）子育て支援センターや児童館事業の充実と周知	生涯学習課
（61）子育てに関するサポート事業の充実	人権男女共同参画課
（62）ひとり親家庭における子育てに関する支援	男女共同参画センター
（63）家族介護者交流事業の実施	

【用語説明】

- * 認可保育所：仕事や病気のため家庭で乳幼児を保育できない保護者に代わり保育する児童福祉施設のことです。令和3（2021）年4月現在、市内には66施設あります。
- * 児童クラブ：保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。



（６）基本施策６ 男性の家庭生活などへの参画促進

- 男性が家庭生活などに積極的に参画しようとする意識づくりを進めます。
- 市役所内における男性職員が家庭生活などに参画しやすい環境づくりを進めます。



■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（64）仕事と子育ての両立支援を目的とした教室や講座の実施（再掲）	子育て支援センター
（65）男性が各種研修会に参加しやすい雰囲気づくり	人事課
（66）男性講座の開催	人権男女共同参画課
（67）男性の育児休業などの取得促進への環境づくり支援（再掲）	男女共同参画センター
（68）男性市職員が育児や介護に関する休暇を取りやすい職場環境の整備（再掲）	
（69）育児休業中の市職員への各種情報提供（再掲）	



父と子のスイーツづくり教室

基本目標3 あらゆる暴力の根絶など安心して暮らせる社会を実現しよう 【松江市DV防止基本計画】



SDGsロゴの説明は別冊(資料編)に記載しています

- 配偶者などからの暴力、性暴力、ストーカー行為、職場などにおける*** ハラスメント**などの被害は深刻な社会問題となっており、男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき重要な課題です。SNSなどの普及に伴い、一層多様化している新しい形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応するため、相談体制の充実とともに周知徹底を図る必要があります。
- 暴力の根絶のため、暴力の被害者、加害者、傍観者とならないため、年代に応じた啓発、教育を行い、暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。
- 男性に比べ女性は非正規労働者やひとり親により貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。当事者に寄り添った支援を行い、女性が安心して暮らせる環境整備が必要です。

【用語説明】

*** ハラスメント**：さまざまな場での「嫌がらせ、いじめ」のこと。他者に対する言動などにより相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり脅威を与えることです。

(1) 基本施策1 あらゆる暴力の防止に関する教育・啓発の充実

- あらゆる暴力に関する正しい知識の普及と根絶に向けた意識啓発を進めます。
- 被害の拡大防止に向け、早期発見や相談につなげる体制づくりを進めます。
- 市職員に向けた意識啓発を進めます。

■数値目標

項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
DV防止法について知っている市民の割合	32%	70%
市民意識調査結果による割合。現状値より2倍に引き上げる期待値。		



■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
(70) DVの防止や被害の拡大防止に関する啓発講座や研修の実施	福祉総務課
(71) * デートDV に関する講座の実施	皆美が丘女子高
(72) * 女性に対する暴力をなくす運動期間 における啓発の強化	国際観光課
(73) 各種広報媒体を活用した意識啓発	障がい者福祉課
(74) 外国人や障がいのある市民を対象とした多言語や点字によるリーフレットなどを活用した情報提供や啓発	学校教育課
(75) 被害の拡大防止の観点による地域とのつながりの強化と地域活動への参加促進	市民生活相談課
(76) 相談窓口に関する情報の周知	家庭相談課
(77) 市職員を対象とした研修を通じた意識づくり	人事課
(78) 市職員を対象としたハラスメント研修の実施	人権男女共同参画課 男女共同参画センター



デートDV 出前講座

『女性に対する暴力をなくす運動』期間における職員のパープルリボンマスク着用を通じた啓発

* パープルリボン

【用語説明】

- * デートDV**：交際相手からの身体的、精神的、性的、社会的、経済的などあらゆる暴力行為のことです。
- * 女性に対する暴力をなくす運動期間**：内閣府は、毎年11月12日から11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動期間」とし、各自治体と連携して全国一斉にさまざまな取り組みを行っています。
- * パープルリボン**：女性に対する暴力をなくすため、「暴力はイヤ!」と伝えるシンボルマークです。

（２）基本施策２ DVなど相談体制の充実

- 女性が安心して相談できる環境づくりを進めます。
- 市職員を対象とした研修などを実施し、被害者に寄り添った適切な窓口対応を行います。

■数値目標

項目	現状値（R3）	目標値（R8）
DV相談窓口を知っている市民の割合	71.2%	80%
暴力被害の拡大防止には「まず相談」につなげることが重要であるため、本計画において新たに指標項目として掲げるもの。		

■具体的な取り組み

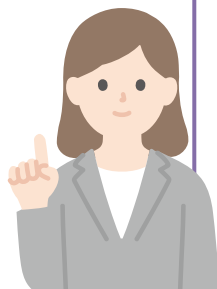
取り組みの内容	担当課
（79）女性相談員による相談窓口の設置 （80）DVに関するワンストップ窓口の設置 （81）女性弁護士による法律相談の実施 （82）女性の公認心理師によるカウンセリングの実施 （83）関係機関との連携強化 （84）暮らしの中で起こる諸問題などに関する相談窓口の設置 （85）外国人や障がいのある相談者に寄り添った相談窓口の設置 （86）保育施設や学校などにおけるDV被害にあった子どもの早期発見と速やかな連携 （87）相談員の二次受傷の予防 （88）被害者の市役所内における情報管理の徹底 （89）市役所内における窓口対応マニュアルの作成・整備と研修	家庭相談課 消費・生活相談室 子育て政策課 生徒指導推進室 市民課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター 関係各課

■【参考】

【市内の主な相談窓口（相談費用無料）】

- 松江市男女共同参画センター（女性相談専用）TEL25-2602
- 松江市家庭相談課 TEL55-5210
- 島根県警察相談センター TEL31-9110
- 島根県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）TEL25-8071
- 性暴力被害者支援センターたんぼぼ TEL25-3010
- しまね性暴力被害者支援センターさひめ TEL28-0889

※令和4年3月現在の情報です



（３）基本施策３ DVなど被害者の自立支援

- 被害者の自立に向け、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（90）各種法制度を活用した、被害者に寄り添った支援 （91）被害者が経済的に安定した社会生活を送れるよう、関係機関と連携した支援	建築指導課 生涯学習課 学校教育課 子育て支援課 市民課 生活福祉課 家庭相談課 人権男女共同参画課 男女共同参画センター

（４）基本施策４ 困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境の整備

- さまざまな困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（92）関係機関との連携による、包括的な支援の実施 （93）外国人や障がいのある市民を対象とした情報提供や相談窓口の設置 （94）ひとり親家庭を対象とした支援制度などの情報提供や相談窓口の設置	家庭相談課 生活福祉課 国際観光課 障がい者福祉課 子育て支援課 人権男女共同参画課

（５）基本施策５ 生涯を通じて健康であるための支援

- 自らの健康を適切に管理し保持・増進していく意識づくりや知識の向上の機会を提供します。

■具体的な取り組み

取り組みの内容	担当課
（95）発達段階に応じた学校における保健教育と性教育の実施 （96）生活習慣病やたばこによる健康阻害、エイズに関する情報発信 （97）不妊に関する相談窓口の充実 （98）妊産婦を対象とした、妊娠期から子育て期までのきめ細やかな支援 （99）性差に応じた各種がん検診の充実 （100）各種健康教室、健康相談などの実施 （101）自死予防に関する啓発、相談窓口の充実	学校教育課 健康推進課 保健衛生課 皆美が丘女子高 子育て支援課 子育て支援センター

2-4 数値目標の一覧

基本目標	番号	項目	現状値 (R3)	目標値 (R8)
1	1	男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	79.4%	90%
	2	社会全体において、男女の地位が平等であると感じる市民の割合	17.9%	30%
	3	固定的な性別による役割分担意識にとらわれない市民の割合	74.7%	80%
	4	児童・生徒意識調査で、家事分担について「①男女が力を合わせてやるのがよい」「②男女のできる人がやるのがよい」と答えた子どもの割合	①44.6% ②37.5% 合計 82.1%	①と②の 合計90%
	5	松江市防災会議への女性の参画率	12%	40%
2	6	市の審議会などへの女性の参画率	34.8%	40%
	7	女性委員のいない審議会などの数	0	0
	8	「まつえ男女共同参画人材リスト」の登録者数	93人	150人
	9	市役所における管理職に占める女性の割合	26.1%	30%
	10	市役所職員のうち年次有給休暇（5日以上）を取得した職員の割合	90.5%	100%
	11	市役所男性職員の育児休業取得率	15.6%	30%
	12	市役所男性職員の「夫の育児参加休暇」取得率	34.1%	100%
	13	認可保育所待機児童数	0人	0人
3	14	児童クラブ待機児童数	91人	0人
	15	DV防止法について知っている市民の割合	32%	70%
	16	DV相談窓口を知っている市民の割合	71.2%	80%

2-5 参考としてみていく数値の一覧

基本目標	番号	項目	現状値 (R3)	備考
1	1	松江市立小・中学校（義務教育学校）の校長及び教頭に占める女性の割合	校長12.8% 教頭23.5%	公立小学校31校 公立中学校14校 義務教育学校2校
	2	松江市PTA連合会に加入している、小・中学校（義務教育学校）における女性PTA会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	会長数5人 割合38.3%	PTA団体51団体 会長総数51人 副会長総数155人
	3	各地区町内会自治会連合会における女性の会長の数と、役員（会長及び副会長）に占める女性の割合	会員数0人 割合6.1%	団体数29団体 役員総数98人
	4	女性公民館長の数	3人	館長総数29人
	5	自主防災組織における役員に占める女性の割合	15.5%	結成数470組織
2	6	松江市議会議員における女性議員の割合	17.6%	議員定数 34人
	7	要綱などにより設置している審議会などの女性委員の割合	32.2%	25審議会など 委員数 401人
	8	行政委員会における女性委員の割合	12.8%	6委員会 委員数 86人
3	9	学校におけるデートDVなどに関する予防教育の実施率（中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校）	—	令和4年度以降、毎年調査

2-6 計画策定の経過

1 「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

- (1) 実施期間 令和2年8月28日～9月25日
- (2) 調査対象 市内在住の満18歳以上の男女2,000人
- (3) 回答結果 有効回答数 907件（有効回答率45.4%）

2 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間 令和3年12月15日～令和4年1月17日
- (2) 実施結果 意見はありませんでした

3 松江市男女共同参画審議会における審議

(1) 審議の経過

会議名	開催日	審議内容
第1回 松江市男女共同参画審議会	令和3年7月26日	・第3次計画について（諮問） ・骨子案について
第2回 松江市男女共同参画審議会	令和3年10月5日	・具体的施策について ・数値目標について
第3回 松江市男女共同参画審議会	令和3年11月29日	・素案について
第4回 松江市男女共同参画審議会	令和4年2月9日～ 2月16日（書面開催）	・パブリックコメントの結果について ・答申案について
松江市長への答申	令和4年3月31日	・答申書の提出

(2) 委員名簿（任期 令和3年7月1日～令和5年6月30日）

役職	氏名	所属など
	岡田 志恵美	松江市民生児童委員協議会連合会
苦情部会副部会長	岸本 武士 （～令和3年7月31日）	連合島根東部地域協議会
	黒目 敏行 （令和3年8月1日～）	
	越野 由美子	島根県女性活躍に係る計画策定支援事業アドバイザー
苦情部会部員	須山 恒	公募委員
副会長 苦情部会部員	田川 伊智子	松江市公民館長会
	長岡 和志	松江市保育所（園）保護者会連合会
苦情部会部員	成瀬 明子	まっえ男女共同参画ネットワーク
	平野 恵介	松江商工会議所 青年部
	藤原 佳子	公募委員
会長	丸山 実子	国立大学法人 島根大学
苦情部会部会長	光谷 香朱子	島根県弁護士会
	渡部 徹	独立行政法人 松江工業高等専門学校

五十音順、敬称略、男性5名、女性7名（女性委員比率58.3%）

策定年月／令和 4（2022）年 3 月

発行年月／令和 4（2022）年 4 月

発 行／松江市

編 集／松江市 市民部 人権男女共同参画課

〒690-0061 松江市白湯本町43番地 市民活動センター3F

TEL：0852-55-5477 FAX：0852-55-5542